

令和 7 年度大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金 実績報告のてびき

1 同封の「大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金交付決定通知書」について

この通知書は、貴団体からの申請内容を審査した結果、適当であると認めたことをお知らせするもので、今回の補助金の上限額となります。

最終的な補助金額が確定するのは、実績報告の内容を審査した後になります。

2 大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金 実績報告について

(1)提出書類

- ①《様式第 3 号》大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金実績報告書兼請求書
※ 3「補助金確定額」は記入せずにご提出ください。
- ②《別紙 3》補助金実績額内訳書
- ③《別紙 4》事業実績報告書【事業概要（表）、収支決算（裏）】（事業ごとに必要）
- ④事業実施に係る資料
 - (1) 事業を実施したことが確認できるパンフレット、チラシ、写真等
 - (2) 事業実施にかかる領収書（レシート）等の写し等
- ⑤提出書類のあて名について

領収証のうち、あて名が地区名と一致しないものがある場合のみ記入ください。

【注意事項】

- ・領収書（レシート）等の写しが無い場合は補助対象経費となりません。
- ・領収書に内容明細が記載されていない場合は、その明細が必要です。
特に、工事費・委託料・資機材購入費などは、仕様書(写)・内容報告書(写)などを添付してください。
- ・領収書の枚数が多い場合は、別添領収書整理簿をご活用ください。
- ・領収書の団体名が貴団体と異なる場合は、別紙「領収書等のあて名について」をご記入ください。

(2)提出期限

申請された全ての補助対象事業が完了してから 30 日以内に提出してください。

※既に全ての補助対象事業が完了している場合は、同封の補助金決定通知書を受け取ってから 30 日以内に提出してください。

(3)提出先

« 直接の場合»

大阪狭山市 政策推進部 公民連携・協働推進グループ（市役所 2 階 27 番窓口）
〔平日の午前 9 時～午後 5 時 30 分まで受け付けます。〕

« 郵送の場合»

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目 2384- 1
大阪狭山市 政策推進部 公民連携・協働推進グループ 宛

（注）「地域力活性化支援事業補助金実績報告書在中」と明記してください。

3 実績報告書等を提出した後

(1)補助金の確定

補助金実績報告書兼請求書提出後、実績報告の内容を書類審査のうえ、最終的な補助金の額を決定し、その旨を通知します。

(2)その他

その他詳細は、申請のご案内時にお渡しした「大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金交付要綱」及び「令和 7 年度大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金応募のてびき」をご確認ください。

***** 参 考 *****

パソコンを利用して作成することができるデータ様式をご活用ください！

（Microsoft Excel で作成し、自動計算するようになっています。）

① 市ホームページからダウンロードができます。

« ホームページ ⇒ くらし・安心 ⇒ 市民協働・市民公益活動⇒自治会 ⇒ 支援制度
⇒ 地域力活性化支援事業補助金について»

② 電子メールでも取り寄せることができます。

（公民連携・協働推進グループへ請求してください。）

請求先 E メールアドレス：kyodo@city.osakasayama.osaka.jp

＜問い合わせ・相談＞

大阪狭山市役所 政策推進部

公民連携・協働推進グループ 担当：大黒・石田

TEL 072-360-4023

FAX 072-367-1254 メール kyodo@city.osakasayama.osaka.jp